

第 1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため，市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として，平成 7 年 3 月，「盛岡市保健推進員規則」による保健推進員制度を設置し，現在 431 名を委嘱している。

○ 基本方針

保健行政と一体となって，明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し，住民の健康増進及び母子保健の推進，健康管理，疾病予防等の保健活動を積極的に展開し，保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

(1) 健康相談 219 回開催 延べ参加者数 3,289 人

健康教育 357 回開催 延べ参加者数 7,142 人

各町内会等で年 1 ～ 2 回開催した。（開催場所…各地域公民館，活動センター等）

(2) 各種検診受診勧奨活動

受診率向上のための勧奨活動等の実施。

検診受付従事，地域での呼びかけ，チラシの町内回覧等を行った。（6 月～10 月）

検診受付 延べ 85 回 延べ従事者数 145 人

(3) 特定事業

10 地区で，次のとおり開催された。（452 人参加）

地 区	実施日	参加人数	内 容
仙 北	6 月 30 日	46 人	目指せ★ ～バランス美ボディ～
城 南	7 月 23 日	56 人	リンパマッサージとお灸で きれいな体にアンチエイジング
北厨川	9 月 11 日	20 人	施設見学と健康講座
築 川	9 月 29 日	26 人	男の料理教室
中 野	10 月 6 日	44 人	足元から元気になる アロマオイルを使った足のマッサージ教室
太 田	10 月 7 日	56 人	健康講座 「今だから知っておきたいがんのこと」
好 摩	10 月 22 日	88 人	こころの健康づくり講演会
土 淵	10 月 28 日	34 人	ノルディックウォーキング入門コース
渋 民	10 月 28 日	15 人	リンパマッサージでリラックス
桜 城	12 月 3 日	67 人	心の健康づくり教室

(4) 体験保健活動

盛岡市保健所事業の子育て相談等へ体験参加し、事業に協力した。

全 66回 延べ参加者数 109人

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内30地区において献血推進活動を実施（各地区1～5回），地域献血本数 4,681本（全血・200ml換算）の実績を上げた。（活動日数 76日，献血会場 83カ所）

(2) 献血推進協力地区会長会議

3月24日（木）市保健所 地区長 28人出席

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに，相互の親睦を図り，市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置，運営強化を実施した。

(1) 総会 5月14日（木），盛岡劇場メインホール，出席者 286人

(2) 理事会 市保健所で（4/16・7/30・12/17・3/24）4回開催した。

(3) 地区総会 5月19日～6月11日にかけて，各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第21号（協議会20周年記念号）を12月1日付で11,000部発行，各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会への参加及び開催

(1) 市保健所主催の研修会

① 第1回保健推進員研修会

5月14日（木）盛岡劇場メインホール

286人参加

・研修Ⅰ

演題 盛岡市の献血状況について

講師 岩手県赤十字血液センター 献血推進課長 菊池 望 氏

・研修Ⅱ

演題 健康寿命を延ばそう！～生活習慣病に効果的な運動～

講師 国立大学法人岩手大学 教授 栗林 徹 氏

② 精神保健講座

11月17日（火）盛岡市保健所

35人参加

講話 地域で暮らす妄想のある方への理解と対応

講師 社会医療法人智徳会 未来の風せいわ病院 医師 遠藤 知方 氏

(2) 市保健所・保健推進員協議会共催の研修会

協議会20周年記念講演会

9月5日（土）プラザおでって おでってホール

164人参加

演題 生涯を通じた健康への取り組み ～保健補導員活動を通じて～

講師 長野県佐久市役所 地域局 望月支所

支所長補佐兼健康づくり推進係長 波間 春代 氏
実技 玄米ニギニギ体操（花は咲く，365歩のテーマ）
講師 市保健所 健康推進課 保健師

(3) 保健推進員協議会主催の研修会

- ① 保健推進員理事研修会 10月27日（水） 理事25人参加
金ヶ崎町城内諏訪小路重要伝統的建造物群保存地区（ウォーキング），
岩手ヤクルト工場見学（工場見学）
- ② 献血推進協力地区会長研修会 3月24日（木） 盛岡市保健所 理事28人参加

盛岡市保健推進員規則

平成 7 年 3 月 30 日

規 則 第 7 号

(設置)

第 1 条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を置く。

(職務)

第 2 条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

(定数)

第 3 条 保健推進員の定数は、440 人以内とする。

(委嘱)

第 4 条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(身分)

第 5 条 保健推進員は、非常勤とする。

(任期)

第 6 条 保健推進員の任期は、3 年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3 年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第 7 条 保健推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(地区長)

第 8 条 保健推進員の職務を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 保健推進員の職務に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30 人以内とする。

4 地区長は、第 2 項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 前 3 条の規定は、地区長について準用する。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年規則第 4 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年規則第4号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の盛岡市保健推進員規則の規定は、平成16年4月1日以後に委嘱する地区長から適用し、同日前に委嘱する地区長については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第4号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。